

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十二年 八月三十一日

## 公 示

### 目 次

岐阜県民ふれあい会館の指定管理者の募集

(人づくり文化課)

ページ  
—

### 岐阜県民ふれあい会館の指定管理者の募集

岐阜県民ふれあい会館の管理について、岐阜県民ふれあい会館条例(平成五年岐阜県条例第二十号。以下「条例」という。)第十条第三項に規定する指定管理者となることを希望する者を次のとおり募集します。

平成二十二年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

#### 1 募集の内容

##### ア 施設の概要

##### イ 名称

岐阜県民ふれあい会館(以下「県民ふれあい会館」という。)

##### ロ 位置

岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 53 号

##### ハ 敷地面積

約 20,194 m<sup>2</sup>

##### ニ 主要施設

サラマソカホール、大会議室、中会議室、小会議室、展望シネマシヨールーム、イベント広場(屋内・屋外)

##### 指定管理者の業務

条例第 12 条に規定する業務とし、その詳細は別に定める「岐阜県民ふれあい会館管理運営業務仕様書」に示すところとします。

##### 休業日及び利用時間

条例第13条に規定する休業日及び利用時間とします。  
 指定期間（予定）  
 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで  
 業務に必要な経費等  
 条例第6条に規定する利用料金及び岐阜県から支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。なお、県民ふれあい会館の運営等により利益が生じた場合は、その利益に応じた金額を岐阜県に納入していただきます。

2 申請資格等  
 申請資格  
 応募者は、単独の法人（特定非営利活動法人、財団法人等の公益法人を含む。）又は特定共同企業体のいずれかとなります。法人格を持たない団体については、特定共同企業体の構成員となることはできませんが、その代表者となることはできません。なお、個人はいかなる形式でも応募できません。特定共同企業体の結成は自主結成とし、協定を結ぶ必要があります。

応募資格について、次の事項に該当する者は、応募することができません。特定共同企業体で応募する場合には、1者でも次に該当する事項があれば、応募することができません。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

オ 直近3年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない者

カ 次の1から3に該当する者でないこと（該当の有無について疑義が生じた場合は岐阜県警察本部に照会することもあります。）。

1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

2 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

3 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、その者を相手方とすることによって暴力団を利用することになる法人等

キ 県職員（知事、副知事、会計管理者、教育長、県議会議員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員並びに一般職をいう。）が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。）に就いている法人その他の団体

応募の条件

ア 特定共同企業体で応募する場合は代表する法人を定めてください。

イ 単独で応募する法人は、他のグループ応募の構成員になることはできません。

ウ 単独で応募する法人は、岐阜県内に主たる事務所を置く法人とします。特定共同企業体で応募する場合は、構成員の代表者が岐阜県内に主たる事務所を置く法人である必要があります。

エ 複数の特定共同企業体において、同時に構成員になることはできません。

オ 特定共同企業体の構成団体の変更は認めません。ただし、県が特に理由があることと認める場合には、この限りではありません。

3 申請方法等  
 募集要項の配布期間  
 平成22年8月31日（火）から平成22年9月30日（木）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）までの午前8時半から午後5時まで（募集要項は、岐阜県ホームページからダウンロードすることができます。）  
 申請書類の受付期間  
 申請書類一式を、郵送又は持参により岐阜県環境生活部人づくり文化課へ提出してください。  
 平成22年9月22日（水）から平成22年9月30日（木）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）までの午前8時半から午後5時まで

提出部数

申請書類は、原本1部及び副本25部を提出してください。

現地説明会

県民ふれあい会館での現地説明会を以下のとおり開催します。参加の申込みは所定の様式による参加申込書を平成22年9月13日(月)午後5時まで、岐阜県環境生活部人づくり文化課まで提出してください。

ア 日時

平成22年9月15日(水)午後1時半から

イ 集合場所

県民ふれあい会館 第2棟9階コンソシアム会議室

応募に関する質問

応募に関する質問を以下のとおり受け付けます。なお、受け付けた質問に対しては、平成22年9月21日(火)を目途に、県のホームページで回答する予定です。

ア 受付期間

平成22年8月31日(火)から平成22年9月15日(水)午後5時まで

イ 質問方法

所定の様式による質問票に記載の上、岐阜県環境生活部人づくり文化課まで郵送等により提出してください。

4 申請書類等

当募集への申請は、次の書類を提出してください(特定共同企業体による応募の場合は、特定共同企業体を構成する各法人について、及びに掲げる関係書類が必要です。)

指定管理者指定申請書

事業計画書

ア 指定管理者としての基本姿勢等について

イ 施設及び設備の維持管理業務について

ウ 施設運営に関する業務について

エ 県民文化の振興に関する業務(県民ふれあい会館の自主企画事業)について

オ その他県民ふれあい会館の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務について

カ その他留意事項(指定管理業務以外等)について

キ 収支計画書(平成23年度及び24年度)

ク 県民ふれあい会館運営上の組織及び人員に関する事項について関係書類

ア 法人等概要書

イ 法人の定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

ウ 法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(代表者が外国人の場合は、外国人登録証明書の写し)(申請日3ヵ月以内)

エ 事業報告書又は営業報告書、損益計算書又は収支計算書、貸借対照表、財産目録等法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類(各直近5事業年度分)

オ 納税証明書(法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税)(直近3年度分)

カ 法人等の主要業務及び類似施設の管理の実績を記載した書類

構成団体を記載した書類(特定共同企業体応募の場合)

ア 特定共同企業体構成員届出書

イ 岐阜県県民ふれあい会館管理運営業務に関する特定共同企業体協定書誓約書

5 審査方法等

審査の方法

指定管理者の選定にあたっては「公募型プロポーザル方式」を採用し、岐阜県指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。審査委員会は、この結果を県に報告します。

県は、審査委員会より審査結果の報告を受け、最も適切な優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、審査委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

審査の過程及び結果

審査の過程における質疑応答の内容、採点結果及び審査の結果等については公表することがあります。

<p>審査の対象又は優先交渉権者からの除外について</p> <p>ア 審査委員会の委員又は本件業務に従事する岐阜県職員若しくは本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合</p> <p>イ 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合</p> <p>ウ 申請書類に虚偽の記載又は不正があったと県が認めた場合</p> <p>エ 複数の事業計画書を提出した場合</p> <p>オ 2に掲げる指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合</p> <p>カ 申請書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合</p> <p>キ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合</p> <p>ク 著しく社会的信用を損なう行為等により申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合</p> <p>ク その他不正な行為があったと県が認めた場合</p> <p>6 その他</p> <p>公募について不明な点は、岐阜県環境生活部人づくり文化課文化振興担当（電話058 272 8241）にお問い合わせください。</p>	
--	--

平成二十二年八月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

バイ・オール・テクノセンター